高齢者施設への職員の応援派遣　Ｑ＆Ａ

R3.5.13現在

[Ⅰ　基本的事項 2](#_Toc71880912)

[問1 職員の応援派遣の仕組み（和歌山県応援派遣スキーム）を作る理由は？ 2](#_Toc71880913)

[問2 職員の応援派遣の仕組みの対象となる施設は？ 2](#_Toc71880914)

[問3 職員の応援派遣の仕組み（和歌山県応援派遣スキーム）とは？ 2](#_Toc71880915)

[問4 応援職員の募集、登録や職員の応援派遣の調整は誰がするのですか。 3](#_Toc71880916)

[問5 応援職員の登録には何人の登録をすればよいのですか？ 3](#_Toc71880917)

[問6 いつまでに応援職員の登録をすればよいのですか？ 3](#_Toc71880918)

[問7 登録する職員の要件は？ 4](#_Toc71880919)

[Ⅱ　新型コロナウイルス感染症発生時 4](#_Toc71880920)

[問8 県にはどのタイミングで連絡すればよいですか？ 4](#_Toc71880921)

[問9 応援職員は、どのように選ばれるのですか？ 4](#_Toc71880922)

[問10 登録した職員（応援職員）と別の職員を派遣してもよいのですか？ 4](#_Toc71880923)

[問11 職員の応援派遣について協議を受けたら、承諾しなければならないのですか？ 4](#_Toc71880924)

[問12 職員の応援派遣は、いつ決定されますか？ 4](#_Toc71880925)

[問13 応援協定を締結する必要はあるのですか？ 4](#_Toc71880926)

[Ⅲ　応援職員に係る派遣条件 5](#_Toc71880927)

[問14 応援派遣の扱いはどうなりますか？ 5](#_Toc71880928)

[問15 応援職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？ 5](#_Toc71880929)

[問16 応援業務ではどのようなことをするのですか？ 5](#_Toc71880930)

[問17 １つの施設への応援期間はどれくらいになりますか？ 5](#_Toc71880931)

[問18 １人の職員の応援期間はどれくらいになりますか？ 5](#_Toc71880932)

[問19 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？ 5](#_Toc71880933)

[問20 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？ 6](#_Toc71880935)

[問21 職員の応援派遣に係る費用は、誰が負担するのですか？ 6](#_Toc71880936)

[問22 社会保険、労災保険等はどうなりますか？ 6](#_Toc71880937)

[問23 応援職員が入所者等に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？ 6](#_Toc71880938)

[問24 マスク、防護服等の準備は誰がするのか？ 6](#_Toc71880939)

[Ⅳ　応援派遣終了後の手続等 6](#_Toc71880940)

[問25 介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金の申請期限は、いつまでか？ 6](#_Toc71880941)

# Ⅰ　基本的事項

## 職員の応援派遣の仕組み（和歌山県応援派遣スキーム）を作る理由は？

答　　　高齢者施設で職員、入所者等が新型コロナウイルスに感染し、入院を余儀なくされた場合でも、残った入所者等へサービスは継続しなければなりません。そのため、あらかじめ施設間の職員の相互応援の仕組み（和歌山県応援派遣スキーム）を作っておくことで、迅速な対応が可能となります。

## 職員の応援派遣の仕組みの対象となる施設は？

答　　　県内に所在する介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とします（実施要領２（１）及び（３）関係）。

## 職員の応援派遣の仕組み（和歌山県応援派遣スキーム）とは？

答　　　事前に高齢者施設に対して応援派遣が可能な施設及び職員の登録の募集を行うので、施設間の職員の相互応援の仕組みに参加する場合は、登録の申請をお願いします。申請のあった施設及び職員を登録します。この登録を受けた施設間に限って職員が不足する場合に登録した職員（応援職員）を応援派遣する相互応援の仕組みです。

高齢者施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、原則、感染施設の属するグループ（※１）内の別施設等からの応援で対応（※２）を検討し、同一グループ内の別施設等からの応援だけで対応できない場合は、県に対し応援要請を行うものとします。

応援要請に基づき、応援元と応援先の応援内容を調整の上、事前に登録した職員等を応援職員として派遣するものとします。

　　(※１)グループとは、社会福祉法人、医療法人、株式会社等の形態を問わず、法人の業務執行の権限を有する理事長その他の役員が同一であるもの、営業方針の決定権、役員の状況、資金面等から実質的に支配力や影響力を有し関連会社とされているもの等の法人間で連携関係その他の関係のある法人の集団をいう。

　 　（※２）グループ内での別施設からの応援のイメージ図



## 応援職員の募集、登録や職員の応援派遣の調整は誰がするのですか。

答　　　募集、登録や職員の応援派遣の調整は、次の区分に応じ、それぞれ次の団体が行います。（実施要領３及び５（２）関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 団体 |
| グループ内に一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）の会員施設を有するもの（例１参照） | 老施協 |
| グループ内に老施協の会員施設を有せず、一般社団法人和歌山県老人保健施設協会（以下「老健協」という。）の会員施設を有するもの（例２参照） | 老健協 |
| 上記以外の高齢者施設 | 和歌山県 |

(例１)グループ内に老施協の会員施設を有するものの施設で新型コロナウイルス感染症が発生したとき



（例２）グループ内に老施協の会員施設を有せず、老健協の会員施設を有するものの施設で新型コロ　　　ナウイルス感染症が発生したとき



## 応援職員の登録には何人の登録をすればよいのですか？

答　　　各施設１人から登録できます。１人以上の職員を登録すれば、職員の応援派遣の仕組みに参加頂けます。

## いつまでに応援職員の登録をすればよいのですか？

答　　　応援職員の登録については、随時受け付けます。

## 登録する職員の要件は？

答　　　社会保険及び労災保険に加入している正規職員（介護職員、看護職員、理学療法士等の職種を想定）で、感染予防等のケアや対応を支障なく行える職員とします。

なお、「感染予防等のケアや対応を支障なく行える職員」とは、応援職員として登録を受けた日から派遣される日までの間に、県が提供する感染症対策対応力向上に関する資料、動画等を閲覧し、その知識を習得した職員を含みます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に関する研修資料・動画

（きのくに介護deネット）<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

# Ⅱ　新型コロナウイルス感染症発生時

## 県にはどのタイミングで連絡すればよいですか？

答　　　ＰＣＲ検査で陽性となり、感染した職員が入院等された結果、サービスの提供を行う職員が不足すると見込まれるときは、グループ内別施設等の職員を当該施設に配置する等の対応を検討し、グループ内の対応により、新型コロナウイルス感染症が発生した施設以外の施設において、職員が不足する場合、県に電話でご連絡いただいた上で、職員の応援派遣について要請してください。（実施要領４及び別記第３号様式関係）

## 応援職員は、どのように選ばれるのですか？

答　　　原則として、応援派遣を行う施設（応援受入施設）と同一の圏域の施設の応援職員から調整します。ただし、不足する人数が多く、同一の圏域だけでは人数が足りない場合は、他の圏域の施設から調整します。（実施要領５（３）関係）

## 登録した職員（応援職員）と別の職員を派遣してもよいのですか？

答　　　法人内の調整の結果、応援派遣登録名簿に登録した高齢者施設以外の同一法人内の別施設の職員を派遣することも可能です。ただし、問７の要件を満たす職員の応援派遣をお願いします。

## 職員の応援派遣について協議を受けたら、承諾しなければならないのですか？

答　　　登録した施設間の相互応援の仕組みであり、出来る限りご協力ください。

## 職員の応援派遣は、いつ決定されますか？

答　　　応援元となる施設の開設者と協議が整い次第、県が派遣を決定し、通知します。（実施要領５（７）及び別記第６号様式関係）

## 応援協定を締結する必要はあるのですか？

答　　　職員を登録した施設間の相互応援の仕組みであり、応援元と応援先の法人間で取り決めが必要と考えます。応援期間中の各勤務日ごとに、勤務時間等を決めて、応援協定の締結をお願いします。（実施要領６、別記第７号様式関係）

# Ⅲ　応援職員に係る派遣条件

## 応援派遣の扱いはどうなりますか？

答　　　応援派遣は、応援元からの出張扱いとし、応援職員は、応援元の指揮監督の下で応援業務に従事します。

ただし、応援職員がサービスの提供を行う入所者等の特性や、応援先の施設設備の状況など、応援先の特有の事柄について、応援先からの助言を受けることになります。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第１条及び第２条）関係）

## 応援職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？

答　　　応援職員は、原則として、新型コロナウイルス感染症が発生した施設の属するグループ内の別施設で業務をしていただくことを想定しております。

　　　　ただし、グループ内に別施設を有しないなど特別な事情があり、やむを得ない場合は、事前に応援元及び応援先の協議の上、感染者、濃厚接触者等がいる施設で従事したいただく場合も考えられますが、この場合、具体的な場所（建物、階数等）は応援協定において、あらかじめ特定します。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第３条及び別表）関係）

## 応援業務ではどのようなことをするのですか？

答　　　応援業務は、原則として、問15における施設において入所者等へのサービスの提供を想定しており、具体的な内容は応援協定で定めます。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第２条及び別表）関係）

## １つの施設への応援期間はどれくらいになりますか？

答　　　１つの施設への応援期間は、原則として２週間です。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第５条）関係）

## １人の職員の応援期間はどれくらいになりますか？

答　　　１人の応援職員の応援期間は、原則として１週間です。ただし、応援元と応援職員が同意する場合は、応援期間を２週間とすることができます。いずれの場合も、応援期間は応援協定で定めます。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第５条）関係）

## 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？

答　　　休日や勤務時間、休憩時間は、応援期間中の各勤務日ごとに応援協定で定めます。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第６条及び第７条）関係）

## 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？

答　　 　原則として、応援職員には休日勤務等をさせないものとします。

ただし、応援先が応援元に休日勤務等を求めた場合で応援元が必要と認めるときは、応援職員が同意する場合に限り、休日勤務等をさせることができます。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第６条及び第７条）関係）

## 職員の応援派遣に係る費用は、誰が負担するのですか？

答　　　職員を登録した施設同士の相互応援の仕組みであるため、応援期間中の給料及びそれ以外の追加費用（手当、旅費、宿泊費等）は応援元が負担することとします。

ただし、応援元と応援先の間で、個別に協議を行い、合意の上、変更することも可能ですが、この場合、あらかじめ応援協定で定めることになります。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第８条及び第９条）関係）

なお、応援職員に係る費用のうちかかりまし費用と認められるもの（割増賃金・手当、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用、ＰＣＲ検査費用、謝金等）は、「和歌山県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金」（令和３年５月１３日付け長第05130002号通知）の対象となります。

## 社会保険、労災保険等はどうなりますか？

答　　　応援職員の社会保険、労災保険等は、もともと応援元で加入していると考えられますので、それを継続していただくことになります。（実施要領５（４）、５（５）及び別記第７号様式（応援協定書第１０条）関係）

## 応援職員が入所者等に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？

答　　　応援職員は応援元が雇用しているため、応援元が損害賠償を負うことを想定しています。その損害が応援先の助言により生じた場合や応援元又は応援先の損害保険の内容等によりこれによりがたい場合は、この限りではありません。損害が応援職員と応援先の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を定めることとなります。（実施要領別記第７号様式（応援協定書第１６条）関係）

* 1. マスク、防護服等の準備は誰がするのか？

答　　県では、個人防護具（マスク、ガウン等）の備蓄を行っており、応援職員の派遣に必要な場合は提供します。

# Ⅳ　応援派遣終了後の手続等

## 介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金の申請期限は、いつまでか？

答　　　令和3年5月13日付け長第05130002号「介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付申請について（ご案内）」にて補助金の申請期限は、令和4年1月31日までとしておりますが、同日以降にコロナウイルス感染症が発生し、職員の派遣が必要になった場合等は、弾力的な運用ができるように個別に相談に応じますので、速やかに県に相談をお願いします。（問21参照）